**欠格条項及び親族等の特殊な関係のある者に係る申立書**

　私は社会福祉法人○○○○の評議員の就任に伴い、下記のとおり欠格条項及び親族等の特殊な関係について申し立てます。

記

１　評議員の欠格条項該当事項

（１）無

（２）有

２　社会福祉法人○○○○の役員又は職員の該当事項

（１）無

（２）有　→　（該当事項に○）　理事・　監事　・　職員

３　社会福祉法人○○○○の評議員における配偶者又は３親等以内の親族又は特殊の関係にある（社会福祉法施行規則第２条の７に該当する）者の状況

（１）無

（２）有　→　氏名（関係）

４　社会福祉法人○○○○の役員における配偶者又は３親等以内の親族又は特殊の関係にある（社会福祉法施行規則第２条の８に該当する）者の状況

（１）無

（２）有　→　氏名（関係）

５　暴力団関係者排除条項該当事項

（１）無

（２）有

社会福祉法人○○○○　理事長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

別　紙

１　評議員の欠格条項

　「評議員の欠格条項」とは、社会福祉法第４０条第１項第１号から第５号に定める項目をいう。

社会福祉法第４０条第1項

　次に掲げる者は、評議員となることができない。

　一　法人

二　成年被後見人又は被保佐人

　三　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

　四　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

　五　第５６条第８項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

２「親族等の特殊な関係のある者」とは、「社会福祉法施行規則」（昭和２６年厚生省令第２８号）第２条の７及び２条の８に規定する特殊の関係がある者をいう。

社会福祉法施行規則第２条の７

法第４０条第４項に規定する各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。  
　一　　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

二　　当該評議員の使用人  
　三　　当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者  
　四　　前二号に掲げる者の配偶者  
　五　　第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と

　　生計を一にするもの

　六　　当該評議員が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該評議員及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の合計数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

七　　他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となつている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

八　　次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）  
　イ　国の機関  
　ロ　地方公共団体  
　ハ　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独

　　　立行政法人

　　ニ　国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

ホ　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

ヘ　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつ

て、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

社会福祉法施行規則第２条の８

　　法第四十条第五項に規定する各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。  
一　　当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者  
二　　当該役員の使用人  
三　　当該役員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者  
四　　前二号に掲げる者の配偶者  
五　　第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者

と生計を一にするもの

六　　当該役員が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

七　　他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となつている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

３　暴力団関係者排除条項

「暴力団関係者」とは、福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第

２０条の２第３項第１号から第５号までに規定する者をいう。

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

第２０条の２　児童福祉施設は、その運営について、暴力団関係者の支配を受けてはならない。

３　前二項の「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう

一　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。次号において「暴力団対策法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号及び次号において単に「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

二　暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配する者

三　福岡県暴力団排除条例(平成二十一年福岡県条例第五十九号)第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した者で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第二十二条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して二年を経過しないもの

四　福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないもの

五　法人でその役員のうちに、第一号、第三号又は前号のいずれかに該当する者があるもの